



県章

# 山形県公報

平成17年6月24日(金)

第1653号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程.....	(農政企画課) ...704
土地改良区の定款変更の認可.....	(村山総合支庁農村計画課) ... 同
土地改良区の役員の退任の届出.....	(最上総合支庁農村計画課) ... 同
土地改良区の役員の就任の届出.....	( 同 ) ...705
土地改良事業の計画変更の認可.....	(庄内総合支庁農村計画課) ... 同
民有保安林の指定.....	(森 林 課) ...706
民有保安林の指定の予定.....	( 同 ) ... 同
民有保安林の指定施業要件の変更の予定.....	( 同 ) ... 同
過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道の県代行工事の開始.....	(都市計画課) ...707

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則.....	同
山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....	708

#### 訓 令

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令.....	同
--------------------------------	---

### 告 示

昭和40年4月県教育委員会告示第6号(山形県教科用図書採択地区)の一部改正.....	同
--	---

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正.....	709
---	-----

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....	(村山総合支庁企画振興課) ... 同
同.....	(置賜総合支庁企画振興課) ... 同
特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....	( 同 ) ...710
平成17年度毒物劇物取扱者試験の実施.....	(保健薬務課) ... 同
大規模小売店舗の変更の届出.....	(商業経済交流課) ... 同
平成17年度職業訓練指導員試験の実施.....	(雇用労政課) ...711
指定管理者の募集.....	(都市計画課) ...712

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第553号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）の一部を次のように改正する。  
第5条の表中「年0.6パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成17年5月25日から適用する。
- 2 平成17年5月25日前に利子補給の承諾が行われた漁業後継者育成資金に係る利子補給率については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 山形県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
朝日町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西村山郡朝日町大字宮宿1115番地
- 3 認可年月日  
平成17年6月16日

### 山形県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、白須賀土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成17年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 新 作	最上郡大蔵村大字清水1526
同	早 坂 勇	同 1472
同	早 坂 恭 一	同 1505
同	早 坂 英 雄	同 1476
同	早 坂 国 義	同 1513
同	柿 崎 静 男	同 1781
同	角 川 憲 一	同 1751 - 1
同	国 分 清 吉	同 441 - 1

同	佐藤要一	同	2575
監事	国分俊秋	同	817
同	柿崎昭一	同	3034

## 山形県告示第556号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、白須賀土地改良区の次の役員が就任した旨の届出があった。

平成17年6月24日

山形県知事 齋藤 弘

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	佐藤新作	最上郡大蔵村大字清水1526
同	早坂勇	同 1472
同	早坂恭一	同 1505
同	早坂英雄	同 1476
同	国分淳雄	同 1498
同	国分啓一	同 1430 - 3
同	角川憲一	同 1751 - 1
同	国分孝一	同 553 - 2
同	佐藤要一	同 2575
監事	国分俊秋	同 817
同	角川幸一	同 1767

## 山形県告示第557号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成17年6月24日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
八沢川土地改良区
- 2 認可年月日  
平成17年6月14日

## 山形県告示第558号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成17年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
西田川郡温海町大字温海川字南俣83 - 3、83 - 4、83 - 5、95、96
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び温海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第559号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成17年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市大字野山字下龍花214から217まで、大字千安京田字龍花山210、214から220まで、223から225まで、230、233、234、237、238、242から248、255、256、259、260、263、264、267、268、271から275まで、278から284まで、287から290まで、294から297まで、300、301、大字下川字龍花崎384、387
- 2 指定の目的  
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示560号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市万世町片子字廻登ノ沢24485 - 1、24485 - 4、24486 - 1、24486 - 5、24487 - 1、24487 - 5、24487 - 6
- (2) 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐にかかる森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市大字関字小畑沢壺3968、字太郎右工門沢3969、字大瀧平3970、字南沢式3971、字小會沢3973

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐にかかる森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第561号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定により、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり行う。

平成17年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 公共下水道の名称

大蔵村特定環境保全公共下水道

2 工事の内容及び工事の区域又は区間

幹線管渠 最上郡大蔵村大字清水字清水地内から同村大字清水字平ノ下地内まで

3 工事の開始年月日 平成17年6月27日

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月24日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第10号

山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

第1条 山形県立高等学校通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号二中「立川町 余目町」を削り、「朝日村」を「朝日村 庄内町」に改める。

第2条 山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号二中「藤島町 羽黒町 櫛引町」、「朝日村」及び「温海町」を削り、同項第2号八中

「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は平成17年7月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年6月24日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第11号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則(昭和40年4月県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。  
第14条第2項の表庄内教育事務所の項管轄区域の欄中「、西田川郡」を削る。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中  
教 育 機 関

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年6月24日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令

(山形県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第1条 山形県教育委員会職員服務規程(昭和43年7月県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「前7日」を「の前日」に改める。

(山形県立学校職員服務規程の一部改正)

第2条 山形県立学校職員服務規程(平成2年3月県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「前7日」を「の前日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第10号

昭和40年4月県教育委員会告示第6号(山形県教科用図書採択地区)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年6月24日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

表田川地区の項中「、東田川郡及び西田川郡」を「及び東田川郡」に改める。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第106号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成17年6月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

「 〃 平田町農村環境改善センター」を 「 〃 平田町農村環境改善センター  
〃 平田町砂越コミュニティ施設」に改める。

### 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年6月24日

山形県知事

齋

藤

弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 山形移動サポートセンター
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 幸子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市城西町一丁目7番9号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、病気治療のため移動又は、社会参加困難な人に移動の利便に関する事業を行い、そして広く健康やかに暮せる社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年6月24日

山形県知事

齋

藤

弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 遅筆堂文庫プロジェクト
  - (2) 代表者の氏名  
阿部 孝夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県米沢市中央一丁目13番14号 米沢中央マンション206号
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、遅筆堂文庫を拠点として、地域社会に対して、文化の創造と発信に関する事業を行い、心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成17年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成17年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 美しい地球を守るネットワーク

(2) 代表者の氏名

小林 貞一

(3) 主たる事務所の所在地

山形県東置賜郡高畠町大字一本柳1384番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、二酸化炭素削減のためケナフ等の栽培の他にあらゆる角度から地球環境の健全化のために研究し実践する事業活動を行い、地域住民の環境意識の高揚をはかることを目的とする。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成17年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の日時及び場所

日	時	場 所
平成17年8月26日（金） 午前10時30分から12時まで		山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル

2 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

受験願書を平成17年7月1日（金）から同月22日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部保健業務課に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

4 その他

詳細については、健康福祉部保健業務課（電話023(630)2332）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び最上総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに新庄市役所において平成17年10月24日まで縦覧に供する。

平成17年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ新庄店

新庄市金沢1863番地の1外



- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社横浜ファーマシー 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34  
代表取締役 松山 稔

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 1,312平方メートル  
(変更後) 1,722平方メートル
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- イ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 38.5平方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)  
(変更後) 46.5平方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)
- ロ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 4.86立方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)  
(変更後) 6.00立方メートル(位置については縦覧に供する図面のとおり)
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後6時まで  
(変更後) 午前9時30分から午後7時まで

4 変更年月日

平成18年2月9日

5 届出年月日

平成17年6月8日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年10月24日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。  
平成17年6月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時  
平成17年9月9日(金) 午前11時から

- (2) 場 所  
山形市松波二丁目8番1号 山形県庁601会議室

2 試験を実施する職種及び科目

- (1) 職 種  
職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の免許職種の欄に掲げる職種

- (2) 科 目  
指導方法

3 試験の対象者

職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者

4 受験手続

受験申請書を平成17年8月8日(月)から同月19日(金)までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働観光部雇用労政課に提出すること(郵送による提出の場合は、平成17年8月8日(月)から同月19日(金)までの消印のある

ものを有効とする。)

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用労政課(電話023(630)2389)に問い合わせること。

西藏王公園、悠創の丘、健康の森公園、最上中央公園、最上川ふるさと総合公園、山形県総合運動公園、中山公園及び弓張平公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成17年6月24日

山形県知事 齋藤 弘

指定管理者を募集する単位は、1の各号に掲げる施設ごととし、2から6までの募集に係る要件及び手続き等については、各施設共通とする。

### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 西藏王公園  
所在地 山形市大字岩波及び上桜田地内
- (2) 名称 悠創の丘  
所在地 山形市大字岩波及び中桜田地内
- (3) 名称 健康の森公園  
所在地 山形市大字青柳地内
- (4) 名称 最上中央公園  
所在地 新庄市大字金沢地内
- (5) 名称 最上川ふるさと総合公園  
所在地 寒河江市大字寒河江及び柴橋地内
- (6) 名称 山形県総合運動公園  
所在地 天童市大字山王及び芳賀地内
- (7) 名称 中山公園  
所在地 東村山郡中山町大字長崎地内
- (8) 名称 弓張平公園  
所在地 西村山郡西川町大字月山沢及び志津地内

### 2 指定の期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

### 3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所(本店)を有する法人又はその他の団体で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本県における一般競争入札、指名競争入札の参加を制限されている者でないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団、暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更正又は再生手続きをしていないこと。
- (6) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成17年6月27日(月)から同年7月20日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。
- (2) 配付場所 山形県土木部都市計画課都市公園担当  
電話番号023-630-2588  
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号

### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成17年7月13日(水)から同月27日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後

5時まで。

(2) 受付方法 4(2)に掲げる場所に持参すること。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(平成17年3月県条例第11号) 山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び各施設の募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4(2)に掲げる担当に行うこと。

正 誤

発行年月日	県公報番 号	ページ	行	誤	正
平成17. 3. 25	第1629号	280	14	字瓜沢81	字瓜沢81 (ロ) その他の森林については、伐採種を定めない。
同	同	同	15	(ロ)	(ハ)
同	同	同	17	(ハ)	(ニ)
同	同	同	20	森林課及び関係町役場	森林課並びに関係市役所及び村役場
同	4. 1 号外(31)	1	18	山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。	山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。 第8条の表山形県立新庄病院の項診療科名の欄中「整形外科」を「整形外科、形成外科」に改める。
同	5. 6 第1639号	472	15	朝日村	東田川郡朝日村

平成17年6月24日印刷  
平成17年6月24日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056